

別紙 特記仕様書

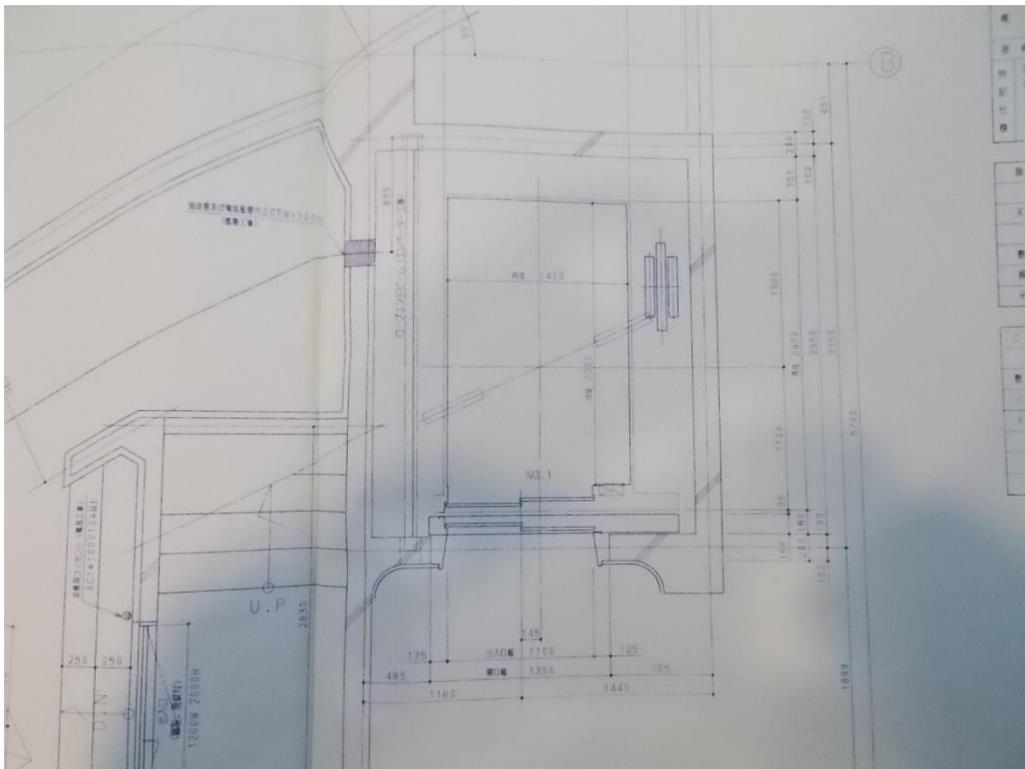
エレベーター更新内容について

1. 更新機器の駆動方式は「ロープ式」とし、本仕様書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編、電気設備工事編）及び「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編、電気設備工事編）の最新版による。また、駆動方式をロープ式に変更することに伴いエレベーター機械室内の不要となる設備および架台等は可能な限り撤去・処分するものとする。撤去・処分を必須とする設備および架台等は特記仕様書4項記載の通りとする。

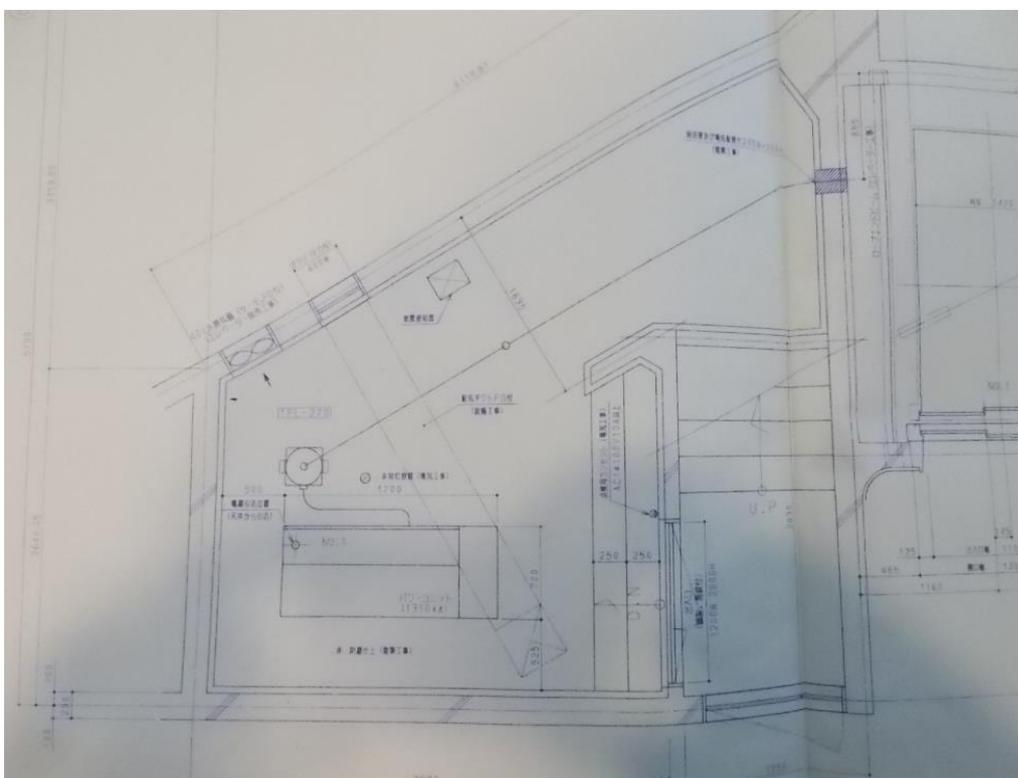
2. 既存エレベーター諸元

用 途：乗用兼車いす用
型 式：三菱電機製 HU-P 機械室有
駆 動 方 式：油圧式コレクティブコントロール
動 力 電 源：210V60Hz
積 載 量：1350 kg（定員 20 名）
速 度：30m/min
停 止 箇 所：3 箇所(1～3 階)、正面 3 箇所
台 数：1 台
設置 年月日：平成 7 年 1 2 月 4 日

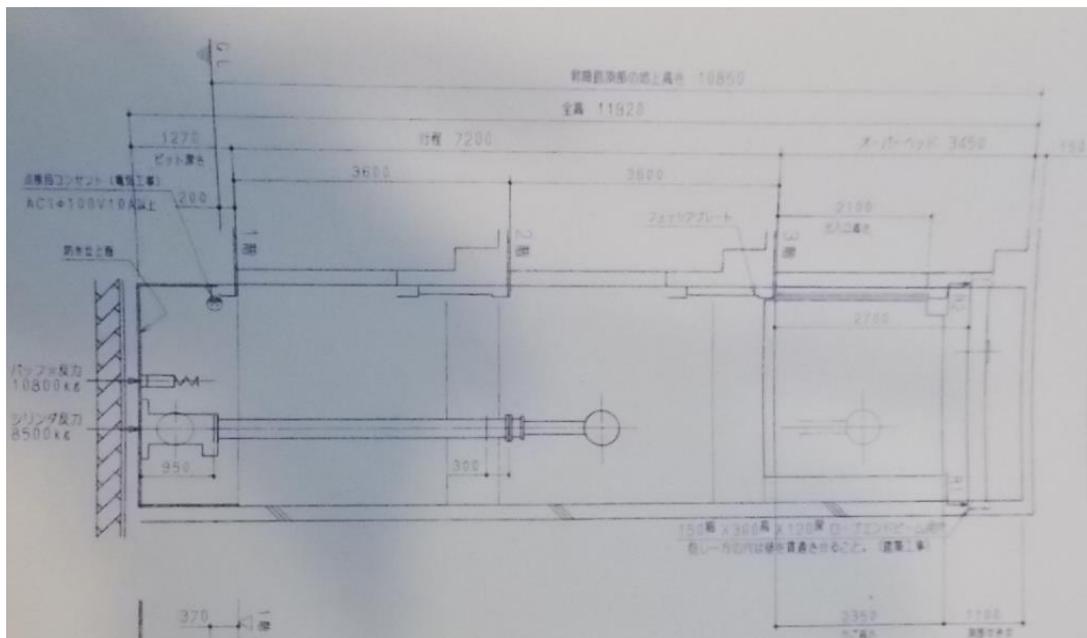
【1階 エレベーター平面図】



【1階 機械室 平面図】



【エレベーターシャフト図面】

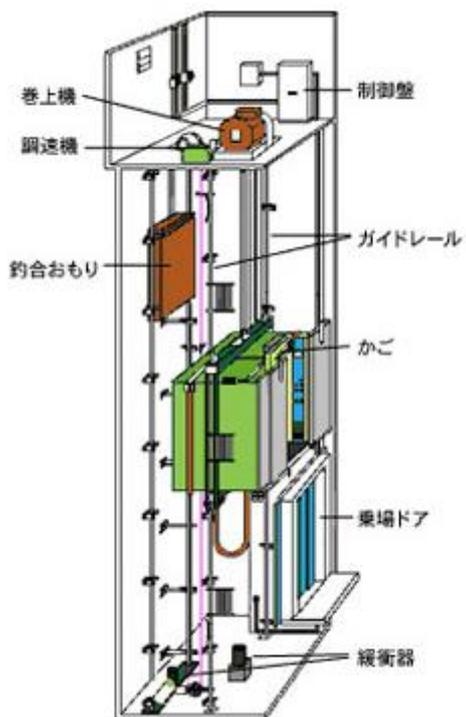


3. 交換機器類

- ① 着床位置検出スイッチ
- ② P・S波地震感知器
- ③ かごドア開閉装置 (インバータ化)
- ④ 乗場インジケータ (1-3階)
- ⑤ 制御盤 (移動ケーブル)
- ⑥ かご操作盤
- ⑦ 車いす用かご操作盤 (主・副)
- ⑧ メンテナンス用カメラ
- ⑨ かご天井照明 (LED化)

新設機器類

- ⑩ UCMP盤
UCMPリセットボックス
インバータ盤
絶縁トランス盤
- ⑪ 昇降路レール
- ⑫ かご室



4. 撤去及び処分対象設備類

- ① S波感震器
- ② 制御盤
- ③ 油圧パワーユニット
- ④ オイル配管
- ⑤ ケーブルラック

5. その他

- ① 現場代理人はその工事に精通し、十分な経験を有する他、必要な資格を有すること。
施工後、試運転調整を行い、正常な作動状況を確認すること。
- ② かご内に、「戸開走行保護装置」「地震時管制運転装置」設置済み表示をすること。
なお、表示は国土交通省の指定機関の仕様と同等とする。
- ③ 現場は、執務と並行しながらの工事となる。
- ④ 業務都合等で作業が出来ない日や時間があるので、監督職員と調整し行うこと。
- ⑤ 現場事務所は設けない。

- ⑥ 機械室と EV シャフト間の防火区画貫通部分は適正に対処することとする。
- ⑦ 石綿含有建材の有無の確認が必要な解体・改修を計画する場合は、受注者の負担にて調査を実施し関係行政への報告を行うこと。
- ⑧ 石綿含有建材の解体・撤去・**処分**をおこなう場合は規制内容を遵守した作業とし、費用に関しては本会と協議の上決定するものとする。